

平成16年3月期 第1四半期業績の概況

平成15年8月7日

上場会社名 株式会社ビーマップ (コード番号: 4316 大証ヘラクレス市場)
 (URL <http://www.bemap.co.jp/>)
 問合せ先 (TEL (03) 3919-3172)
 代表者 代表取締役社長 杉野 文則
 責任者 取締役管理本部担当兼社長室長 麻生 裕之

1. 四半期業績の概況の作成等に係る事項

会計処理の方法の最近事業年度における認識の方法との相違の有無: 無

2. 平成16年3月期第1四半期の業績概況(平成15年4月1日~平成15年6月30日)

(1) 経営成績(単体)の進捗状況

(千円未満切捨)

	売上高		営業利益		経常利益		当期(第1四半期) 純利益	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
16年3月期第1四半期	136,532	9.3	14,611	621.0	11,954	524.3	12,028	1,042.9
15年3月期第1四半期	124,903	12.7	2,804	92.0	2,817	92.3	1,275	94.0
(参考)15年3月期	632,254		54,015		55,514		70,185	

	1株当たり 当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	
	円	銭	円	銭
16年3月期第1四半期	972	08	-	-
15年3月期第1四半期	103	38	95	54
(参考)15年3月期	5,685	81	-	-

(注) 売上高, 営業利益等におけるパーセント表示は, 対前年同四半期比増減率を示しております。

[経営成績(単体)の進捗状況に関する定性的情報等]

当第1四半期の売上高は前年同四半期と比較して9.3%増加し、136,532千円となりました。当第1四半期の売上高の大部分は、運用・保守・ロイヤリティによるものであります。新規の開発案件としては、「次世代インフラ分野」における@写メール関連の開発及び「その他事業分野」における携帯電話向けコンテンツの開発を行い、納品いたしました。

売上原価に関しては、前年同四半期と比較して41.9%増加し、104,802千円となりました。これは、主として「無線LAN環境下でのコンテンツ配信システムであるAirCompass(エアコンパス)」にかかる原価が増加したためであります。この結果、売上高総利益は31,730千円と前年同四半期と比較して、19,313千円減少いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、46,341千円と前年同四半期と比較して、1,897千円減少いたしました。営業損失14,611千円、経常損失11,954千円を計上する結果となりました。

(2) 財政状態(単体)の変動状況

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	千円	千円	%	円 銭
16年3月期第1四半期	823,881	770,123	93.5	62,136 83
15年3月期第1四半期	902,484	852,713	94.5	69,101 56
(参考)15年3月期	868,557	781,652	90.0	63,220 01

【キャッシュ・フローの状況】

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	千円	千円	千円	千円
16年3月期第1四半期	9,832	10,090	500	528,112
15年3月期第1四半期	55,455	3,788	-	625,892
(参考)15年3月期	87,159	50,841	400	547,535

[財政状態(単体)の変動状況に関する定性的情報等]

<キャッシュ・フローの状況>

当第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売上債権の回収により40,054千円の増加となりましたが、税引前第1四半期当期純損失の計上11,955千円、買掛金の支払26,818千円、及び賞与引当金の減少11,774千円等の減少要因により、9,832千円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産等の取得により10,090千円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入500千円となりました。

以上により、現金及び現金同等物の減少額は19,422千円となりました。

3 平成16年3月期の業績予想（平成15年4月1日～平成16年3月31日）

	予想売上高	予想経常利益	予想当期純利益
	百万円	百万円	百万円
中間期	351	7	8
通期	762	31	30

[業績予想に関する定性的情報等]

業績予想に関しましては、平成15年5月15日に公表した『平成15年3月期 決算短信（非連結）』における「平成16年3月期の業績予想」から変更はありません。

なお、平成15年7月15日開催の取締役会において、円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しており（P.11～15参照）、当該資金調達により、IP型携帯電話向けソフトウェア、第3世代向け携帯電話及びPDAのコンテンツ配信ソフト、赤外線ルータ・赤外線付き携帯電話を利用したシステム、カメラ付き携帯電話を利用した画像交換システム等の企画、開発、海外展開等に充当する予定であります。今期業績に与える影響は現在算定中であり、判明次第お知らせいたします。

添付資料

- ・ 第1四半期（要約）損益計算書
- ・ 第1四半期（要約）貸借対照表
- ・ 第1四半期キャッシュ・フロー計算書
- ・ 生産、受注及び販売の状況
- ・ その他

第1四半期要約損益計算書

期 間 科 目	前第1四半期会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	
	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高	124,903	100.0	136,532	100.0	632,254	100.0
売上原価	73,860		104,802		415,618	
売上総利益	51,043	40.9	31,730	23.2	216,636	34.3
販売費及び一般管理費	48,238	38.6	46,341	33.9	270,652	42.8
営業利益又は 営業損失()	2,804	2.3	14,611	10.7	54,015	8.5
営業外収益	12		2,656		1,778	
営業外費用	-		-		3,277	
経常利益又は 経常損失()	2,817	2.3	11,954	8.7	55,514	8.8
特別利益	158		200		133	
特別損失	-		201		3,960	
税引前第1四半期(当期)純利 益又は純損失()	2,975	2.4	11,955	8.7	59,342	9.4
法人税、住民税及び事業税	74		72		290	
法人税等調整額	1,625	1.4	-	0.1	10,552	1.7
第1四半期(当期)純利益又は 純損失()	1,275	1.0	12,028	8.8	70,185	11.1
前期繰越利益又は損失()	26,617		43,568		26,617	
第1四半期(当期)未処分利益 又は未処理損失()	27,893		55,596		43,568	

第1四半期要約貸借対照表

期 間 科 目	前第1四半期会計期間末 (平成14年6月30日)		当第1四半期会計期間末 (平成15年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年3月31日)		
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金	625,892		528,112		547,535		
2.売掛金	176,591		161,475		201,529		
3.たな卸資産	10,312		9,940		5,419		
4.その他	8,534		19,996		16,421		
5.貸倒引当金	175		-		200		
流動資産合計	821,155	91.0	719,524	87.3	770,706	88.7	
固定資産							
1.有形固定資産							
(1)建物	3,337		3,337		3,337		
減価償却累計額	1,524	1,813	1,955	1,382	1,877	1,459	
(2)工具器具備品	54,641		51,249		50,788		
減価償却累計額	25,296	29,345	29,750	21,498	28,010	22,778	
有形固定資産合計		31,158		22,881		24,237	2.8
2.無形固定資産		7,600		30,204		22,524	2.6
3.投資その他の資産		42,570		51,270		51,088	5.9
固定資産合計		81,328		104,356		97,851	11.3
資 産 合 計		902,484		823,881		868,557	100.0

期 間 科 目	前第1四半期会計期間末 (平成14年6月30日)		当第1四半期会計期間末 (平成15年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
1.買掛金	20,112		38,617		65,435	
2.未払法人税等	71		72		-	
3.賞与引当金	10,663		1,875		13,649	
4.その他	18,923		13,192		7,819	
流動負債合計	49,771	5.5	53,757	6.5	86,905	10.0
負債合計	49,771	5.5	53,757	6.5	86,905	10.0
(資本の部)						
資本金	639,250	70.8	640,150	77.7	639,650	73.6
資本剰余金	182,950	20.3	182,950	22.2	182,950	21.1
利益剰余金	30,513	3.4	52,976	6.4	40,947	4.7
資本合計	852,713	94.5	770,123	93.5	781,652	90.0
負債資本合計	902,484	100.0	823,881	100.0	868,557	100.0

第1四半期キャッシュ・フロー計算書

科 目	期 間	前第1四半期会計期間	当第1四半期会計期間	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年6月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年6月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前第1四半期(当期)当期純利益 又は純損失()		2,975	11,955	59,342
減価償却費		4,007	3,383	17,829
貸倒引当金の減少額		158	200	133
賞与引当金の減少額		5,669	11,774	2,683
受取利息及び受取配当金		12	-	198
有形固定資産除却損		-	201	3,960
売上債権の増減額		1,358	40,054	26,296
たな卸資産の増減額		2,907	4,521	1,985
その他流動資産の増加額		232	3,574	15,727
仕入債務の増減額		27,208	26,818	18,114
その他流動負債の増減額		65	5,372	11,168
その他		-	-	11,428
小 計		30,630	9,832	62,232
受取利息及び配当金の受取額		12	-	198
法人税等の支払額		24,838	-	25,125
営業活動によるキャッシュ・フロー		55,455	9,832	87,159
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		2,162	1,123	9,662
無形固定資産の取得による支出		1,980	8,784	31,694
貸付金の回収による収入		500	-	500
投資その他の資産の増加による支出		146	182	10,226
投資その他の資産の減少による収入		-	-	241
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,788	10,090	50,841
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		-	500	400
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	500	400
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の増減額		59,244	19,422	137,601
現金及び現金同等物の期首残高		685,137	547,535	685,137
現金及び現金同等物の期末残高		625,892	528,112	547,535

生産、受注及び販売の状況

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業分野別に示すと、次のとおりであります。
(単位：千円)

事業分野	生産高	前年同期比(%)
交通関連分野	70,996	86.5
位置情報インフラ提供分野	6,837	186.3
生活情報分野	579	6.2
次世代インフラ分野	48,729	219.5
その他分野	17,052	121.9
合計	144,195	109.8

(注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間における受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。
(単位：千円)

事業分野	受注高		受注残高	
		前年同期比(%)		前年同期比(%)
交通関連分野	37,137	82.7	135,937	118.5
位置情報インフラ提供分野	16,581	317.0	23,695	357.4
生活情報分野			1,738	19.4
次世代インフラ分野	25,486	9,545.3	87,152	178.4
その他分野	20,404	209.6	14,600	143.8
合計	99,608	164.0	263,124	139.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。
(単位：千円)

事業分野	販売高	前年同期比(%)
交通関連分野	68,396	81.3
位置情報インフラ提供分野	4,437	120.9
生活情報分野	579	6.9
次世代インフラ分野	48,117	296.9
その他分野	15,002	120.2
合計	136,532	109.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

その他

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成15年5月15日開催の取締役会及び平成15年6月18日開催の第5期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行を行いました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行をする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役、従業員ならびに顧問に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものとあります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問(以下「対象者」と総称する。)に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 500株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1端株(1株の100分の1。ただし、会社が定款をもって端株原簿に記載すべき端数の1株に対する割合につき、1株の100分の1とは異なる割合を定めている場合は、その割合)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。ただし、会社が定款をもって1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨を定めている場合、または、単元株制度を採用する場合には、1株未満の端数を切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

500個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

なお、各対象者に対して発行する新株予約権の数は、当社の取締役又は監査役に対しては100個、当社の従業員に対しては50個、また、当社顧問に対しては30個をそれぞれ上限とし、その配分に関しては当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使することができる期間

平成17年7月1日から平成25年5月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。

当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。

対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。

対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。

新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。

対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利行使をする前に3.(6)に定める規定により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(9) 株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

完全親会社となる普通株式とし、3.(1)に記載の株数に、当社株式1株に対する完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

承継後の新株予約権の権利行使時に払込みをすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の払込価額} = \text{承継前の払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

承継後の新株予約権の権利行使期間

上記3.(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間が到来している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より3.(5)に定める期間の満了日までとする。

承継後の新株予約権についての権利行使の条件ならびに消却事由および条件

3.(6)および3.(7)に定めるところと同様とする。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず、顧問との間の新株予約権割当契約においては、当社取締役会が当該顧問に対する新株予約権発行の目的に鑑み、合理的に定める条件を付すものとする。

(監査役の辞任)

平成15年6月18日をもちまして、監査役 高橋喜久男が辞任いたしました。

(円建転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、平成15年7月15日開催の取締役会において、円建転換社債型新株予約権付社債の発行につき、下記のとおり決議いたしました。

第1 株式会社ビーマップ2007年8月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称 株式会社ビーマップ2007年8月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といし、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という）
2. 発行総額 金10億円
3. 発行価額 本社債額面金額の100%（各社債額面金額10,000,000円）
4. 利率 本社債には利息を付さない。
5. 払込期日及び発行日 2003年7月31日（ロンドン時間）
6. 償還期限 2007年8月1日（ロンドン時間）
7. 各社債券の金額 金10,000,000円の1種
8. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

100個

(3) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という）は、当初75,800円とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定の理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、かつ本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成15年7月14日を最終日として、これより遡る6か月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を基準に算定した。
 - (6) 本新株予約権の行使請求期間
2003年8月4日から2007年7月16日まで（いずれも日本時間）
 - (7) その他の本新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (8) 本新株予約権の消却事由および消却の条件
当社が社債を買入消却した場合、社債が期限の利益喪失等により強制償還される場合その他社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも、新株予約権は無償消却される。
 - (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
転換価額（ただし、上記(4) によって調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額（調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日および9月30日に終了する各6ヶ月間の期間をいう）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
 - (11) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
9. 本社債の償還方法
- (1) 満期償還
2007年8月1日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。
 - (2) 買入消却
当社は発行日以降、随時本社債を買い入れ、これを消却することができる。この場合、買入れにかかる本社債と一体をなす本新株予約権も無償で消却するものとする。
 - (3) 繰上償還
当社が吸収合併による消滅及び株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本社債の全部を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

2003年8月1日から2004年7月31日まで	103%
2004年8月1日から2005年7月31日まで	102%
2005年8月1日から2006年7月31日まで	101%
2006年8月1日から2007年7月31日まで	100%

元本の支払遅延その他本社債の要項記載の一定の事由が生じた場合、本社債所持人は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の額面金額にて直ちに本社債の全額を償還しなければならない。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。
10. 募集方法
特定海外投資家による個別買取引受による私募（但し、アメリカ合衆国を除く。）

第2 株式会社ビーマップ2007年11月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称 株式会社ビーマップ2007年11月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」とい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という)
2. 発行総額 金10億円
3. 発行価額 本社債額面金額の100%(各社債額面金額10,000,000円)
4. 利率 本社債には利息を付さない。
5. 払込期日及び発行日 2003年10月31日(ロンドン時間)
6. 償還期限 2007年11月1日(ロンドン時間)
7. 各社債券の金額 金10,000,000円の1種
8. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数
100個

(3) 本新株予約権の発行価額
無償とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という)は、当初75,800円とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定の理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、かつ本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成15年7月14日を最終日として、これより遡る6か月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を基準に算定した。

(6) 本新株予約権の行使請求期間
2003年11月4日から2007年10月15日まで(いずれも日本時間)

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が社債を買入消却した場合、社債が期限の利益喪失等により強制償還される場合その他社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも、新株予約権は無償消却される。

- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
転換価額（ただし、上記(4) によって調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額（調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日および9月30日に終了する各6ヶ月間の期間をいう）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
- (11) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

9. 本社債の償還方法

(1) 満期償還

2007年11月1日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 買入消却

当社は発行日以降、随時本社債を買い入れ、これを消却することができる。この場合、買入れにかかる本社債と一体をなす本新株予約権も無償で消却するものとする。

(3) 繰上償還

当社が吸収合併による消滅及び株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本社債の全部を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

2003年11月1日から2004年10月31日まで 103%

2004年11月1日から2005年10月31日まで 102%

2005年11月1日から2006年10月31日まで 101%

2006年11月1日から2007年10月31日まで 100%

元本の支払遅延その他本社債の要項記載の一定の事由が生じた場合、本社債所持人は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の額面金額にて直ちに本社債の全額を償還しなければならない。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

10. 募集方法

特定海外投資家による個別買取引受による私募（但し、アメリカ合衆国を除く。）

（ご参考）

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

I P型携帯電話向けソフトウェア、第3世代向け携帯電話及びP D Aのコンテンツ配信ソフト、赤外線ルータ・赤外線付き携帯電話を利用したシステム、カメラ付き携帯電話を利用した画像交換システム等の企画、開発、海外展開等に充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績への影響

今期業績に与える影響は現在算定中であり、判明次第お知らせいたします。

2. 株主への利益配分等

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。業績や新規プロジェクトに関する研究開発、その他の諸条件を勘案して利益配当を検討していく方針であります。

3. 社債の途中償還

既存株主への影響も踏まえまして、本社債の売買契約において、以下の通り社債の途中償還についての特約を締結しております。

ヘラクラス市場におけるクローゼングプライスが転換価格を連続20日間下回る場合には、社債所持人は、会社に対して残存する社債の額面額に相当する金額（償還金額）で、残存する社債を償還するように要求することができる権利を有するものとする。

4. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1)エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成12年10月4日	270,000(千円)	204,000(千円)	有償第三者割当 600株 発行価額 450,000円 資本組入額 225,000円
平成13年1月23日	180,000(千円)	294,000(千円)	有償第三者割当 400株 発行価額 450,000円 資本組入額 225,000円
平成13年3月27日	15,000(千円)	309,000(千円)	第1回無償出資(新株引受権付)の新株引受権の 権利行使 発行価額 50,000円 資本組入額 50,000円
平成13年3月29日	55,000(千円)	364,000(千円)	第1回無償出資(新株引受権付)の新株引受権の 権利行使 発行価額 50,000円 資本組入額 50,000円
平成13年7月9日	203,000(千円)	567,000(千円)	資本準備金の資本組入による株式分割
平成14年1月30日	144,500(千円)	639,250(千円)	有償一般募集(ブックビルディング方式) 発行価額 250,000円 引受価額 232,500円 発行価額 144,500円 資本組入額 72,250円
平成14年4月1日から 平成15年7月14日まで	900(千円)	640,150(千円)	新株予約権の行使

(2)過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	-円	900,000円	531,000円	60,500円
高 値	-円	980,000円	527,000円	160,000円
安 値	-円	469,000円	50,500円	54,500円
終 値	-円	540,000円	64,000円	150,000円
株価収益率	-倍	304.42倍	-倍	-倍

1. 株価は、大阪証券取引所におけるものです。当社株式は、平成14年1月30日から大阪証券取引所に上場されているため、それ以前の株価については記載しておりません。なお、平成16年3月期の株価は、同年4月1日から同年7月14日までの期間の株価です。
2. 株価収益率は、平成13年3月期については当社株式が非上場、非登録であり期中平均株価の把握が困難であるため、平成15年3月期については当期純損失であるため、平成16年3月期については未定であるため、それぞれ記載していません。

以上